

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する 条約に基づく輸入許可書の発行について

### 輸入注意事項11第1号 (11. 2. 1)

- 改正①輸入注意事項12第83号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項13第13号 (13. 5. 31)  
③輸入注意事項17第1号 (17. 1. 17) ④輸入注意事項19第29号 (19. 6. 8)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書 I に掲載される種に属する動植物のうち学術研究を目的とした動植物の個体及びその派生物の輸入に係る同条約に基づく英文の輸入許可書の発行は、下記によることとし、平成11年4月1日から施行します。

なお、本措置により輸入許可書の発給を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局等が発給した輸出許可書の原本に添付し、税関に提出して下さい。

### 記

#### 1 提出書類

別紙様式「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく輸入許可（申請）書」……………2部

#### 2 提出先 ①②

- (1) はく製及び加工品…貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)  
(2) 上記以外のもの(生死の別は問わない)…貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(野生動植物貿易班)

#### 3 記載要領 ③

##### (1) 通 則

- ① 原則として英文タイプを使用し、使用言語は英語とする。  
② 記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記載した別紙を輸入許可申請書にのり付けする。

③ 申請者は、7から13の欄を記入する。

##### (2) 「申請者の名称及び住所・国」の欄

申請者（輸入者）の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名及び代表権者名）及び住所並びに国名を記載する。

##### (3) 「輸出者の名称及び住所・国」の欄

輸出者の正確な名称と国名を含む住所を記載する。

##### (4) 「動植物の学術名及び一般名並びに原産地」の欄

動植物の種の学術名（属及び種並びに適宜亜種）及び日本における当該動植物の一般的な名称、並びに当該動植物の原産国・地域を記入する。

##### (5) 「貨物の詳細」の欄

取引きされる貨物をできる限り正確に記入する。生きている動物の場合は性別と年

齢も記入する。

(6) 附属書 I を示す「I」及び野生の動植物の場合は「W」、F I 世代または野生と同等の飼育下で繁殖された動物の場合は「F」、人工的に繁殖させた植物（非商業目的での繁殖）の場合は「A」、人工的に繁殖させた動物（非商業目的での繁殖）の場合は「C」を記入する。

(7) 「数量及び重量」の欄

取引される貨物の合計の数量及び重量、並びにその計測単位を記入する。数量及び重量の双方の記入が困難な場合には、いずれか一方を記入すること。なお、計測単位には曖昧な単位を用いないこと。

計測単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg
枚・片・個	pcs	頭・匹	head
フランスコ	flask	株	plant

(8) 「原産地／輸出許可書番号／発行日」の欄

動植物の原産地の国・地域名を記入する。なお、当該貨物が再輸出による場合は、原産国が発給した輸出許可書の番号及び発給日を併せて記入する。

(9) 「再輸出国／再輸出証明書番号／発行日」の欄  
記入の必要なし。

#### 4 輸入許可申請書の事務取扱い ①

(1) 輸入許可申請書の処理

2 の提出先に定める提出先に提出された輸入許可申請書は、担当課室がこれを受理し、輸入許可の事務を処理するものとする。

(2) 「書類番号」の欄

- ① 西暦年号の末尾 2 桁の数字を記入する。
- ② 発給国を示す記号「J P」を記入する。
- ③ 発給国を示す記号の後に区切り記号「/」を記入する。
- ④ 発給者を示す記号を記入する。

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課の発給する輸入許可書…………… A B  
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室の発給する輸入許可書…………… A E

⑤ 番 号

暦年ごとに 000001 から始める 6 桁の番号を付けるものとする。

(3) 「有効期限」の欄

輸入許可書はこの書類を発給した日から 1 年を越えない日を有効期限とする。

(4) 「スタンプ番号」の欄

当該課室でのり付けするセキュリティケースと同一の番号を記入する。

(5) 「目的」の欄

ワシントン条約に基づいたコードを使用する。

- ① 動物園..... [Z]
- ② 植物園..... [G]
- ③ 科学研究..... [S]
- ④ 飼育繁殖又は人工繁殖..... [B]

(6) 「特別条件」の欄

当該貨物の取引の際に必要な特別の条件を記入する。

発行者は、上記の処理を行った後、セキュリティスタンプを貼付するとともに発行日、発行地を記入し、記名押印する。

5 申請時期 ④

本措置による輸入許可書の発行申請は、輸入貿易管理令第4条第1項に基づき輸入承認の申請と同時に行うこととする。

(裏面)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき輸入許可(申請)書



CONVENTION ON  
INTERNATIONAL TRADE IN  
ENDANGERED SPECIES OF  
WILD FAUNA AND FLORA

1. 当局の名称/住所/国 (NAME & ADDRESS OF THE MANAGEMENT AUTHORITY)  
経済産業省貿易経済協力局  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TRADE AND ECONOMIC COOPERATION BUREAU,  
MINISTRY OF ECONOMY, TRADE AND INDUSTRY  
1-3-1 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU TOKYO 100-8901 JAPAN

2. 許可書/証明書の種類 (TYPE OF THE DOCUMENT)  <input type="checkbox"/> 輸入許可書 (IMPORT PERMIT)	3. 書類番号 (NO. OF THE DOCUMENT)	4. 有効期限 (UNTIL VALID)
	5. スタンプ番号 (SECURITY STAMP NO.)	6. 目的 (PURPOSE OF THE TRANSACTION)

7. 申請者の名称及び住所・国 (NAME & ADDRESS OF THE APPLICANT)	8. 輸出者の名称及び住所・国 (NAME & ADDRESS OF THE EXPORTER)
9. 動植物の学名及び一般名 (SCIENTIFIC NAME & COMMON NAME OF ANIMAL OR PLANT)	10. 貨物の詳細 (DESCRIPTION OF SPECIMENS, INCLUDING SEX AND AGE IF ALIVE)
11. 動植物の附属番号 及び住所 (APPENDIX NO. & SOURCE CODE)	12. 数量及び重量 (QUANTITY & UNIT)
13.A. 原産地/輸出許可書番号/発行日 (COUNTRY OF ORIGIN/EXPORT PERMIT NO./DATE)	
13.B. 再輸出国/再輸出証明書番号/発行日 (COUNTRY OF LAST RE-EXPORT/CERTIFICATE NO./DATE)	

14. 特別条件 (SPECIAL CONDITIONS)

15. THIS PERMIT/CERTIFICATE IS ISSUED BY :

SECURITY STAMP	資格及び 記名押印 TITLE, NAME AND OFFICIAL SEAL
発行日 DATE	発行地 PLACE

(裏面)

指示と説明	INSTRUCTIONS AND EXPLANATIONS
<p>I. 各項目の記入者</p> <p>(1) 申告 香港 等は、7から13の欄を記入</p> <p>(2) 管理当局の担当者は、14から16、14及び15の欄を記入</p>	<p>I. A PERSON WHO FILL IN EACH ITEMS</p> <p>(1) Boxes from 7 to 13 are filled in by the importer.</p> <p>(2) Boxes from 14 to 16 and 14 and 15 are filled in by an official of an Management Authority.</p>
<p>II. 各項目の指示と説明 (以下に使用される真用数字は書類上の番号に対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この書類を発給するワシントン条約の管理当局の名称・住所</li> <li>この書類の種類に相当する四角にX印を記入。</li> <li>書類番号は管理当局が与えるこの書類の唯一の番号</li> <li>有効期限はこの書類を発給した日から1年を超えない日</li> <li>スタンプ番号はこの書類の15の欄に貼付されるセキユリテイエー・スタンプの番号</li> <li>この取引の目的として、ワシントン条約決議に従って、次のコードを使用</li> </ol> <p style="text-align: center;">T, Z, G, Q, S, H, P, M, E, N or B</p>	<p>II. INSTRUCTIONS AND EXPLANATIONS OF EACH ITEMS (These correspond to block numbers on the form)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>The name and address of the Management Authority</li> <li>Tick the square which corresponds to the type of document issued.</li> <li>The number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.</li> <li>The date of expiry of the document may not be more than one year after the date of issuance (for Import permits).</li> <li>Indicate the number (including the country's ISO code) of the security stamp affixed in block 15.</li> <li>In accordance with Resolution Conference, the following codes should be used.</li> </ol> <p style="text-align: center;">T, Z, G, Q, S, H, P, M, E, N or B</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>申請者 (輸入者) の正確な名称 (法人の場合は会社名及び代表権者名) と住所を記入。</li> <li>輸出者の正確な名称と国名を含む住所を記入。</li> <li>ワシントン条約附属書又は締約国会議が承認した参考目録に掲載されたたとりの動物又は植物の学術名 (属及び種並びに適宜亜種) 及び日本における当該動植物の一般的な名称を記入。</li> <li>取引される貨物を出来る限り正確に (生きている動物の場合は性別と年齢も) 記入。</li> <li>(1) 対象動植物の種の条約附属書番号を記入。 (2) 対象動植物の出所として、ワシントン条約決議に従って、次のコードを記入。</li> </ol> <p style="text-align: center;">W, R, D, A, C, F, U or I</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>Complete name and address of the importer.</li> <li>Complete name, address and country of the exporter.</li> <li>Indicate the scientific name (genus and species, where appropriate sub-species) of the animal or plant as it appears in the Convention appendices or the reference lists approved by the Conference of the Parties, and the common name of the animal or plant as known in Japan issuing the permit.</li> <li>Describe, as precisely as possible, the specimens (the sex and age, if alive) entering trade.</li> <li>(1) Enter the number of the appendix of the Convention</li> <li>(2) Use the source codes in accordance with Resolution Conference.</li> </ol> <p style="text-align: center;">W, R, D, A, C, F, U or I</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>取引される貨物の合計の数及び重量、並びに、その計測単位を記入 (数及び重量の双方の記入が困難な場合には、何れか一方を記入)。計測単位には曖昧な単位を用いないこと。</li> <li>動植物の原産地の国・地域名、その国が発給した輸出許可書の番号及び発給日を記入 (情報の全部又は一部が不明の場合には、14の欄にその正当な理由が明記される。)</li> <li>B. 最後の再輸出の国・地域名、その国が発給した再輸出証明書書の番号及び発給日を記入 (情報の全部又は一部が不明の場合には、14の欄にその正当な理由が明記される。)</li> <li>特別条件とは、我が国、輸出国、再輸出国の法令等、又は、ワシントン条約によって課されるこの書類により承認される取引に対する特別な条件が記入される。また、本欄は1から15までの欄に明記されるべき情報が省略される場合の正当な理由の記載、その他の注意事項等の記載のために使用される。</li> <li>本欄は、この書類を発給する当局の担当者が記入</li> <li>(1) この書類を発給する日及び発行地を記載する。</li> <li>(2) この書類を発給する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、公印を押印する。</li> <li>(3) セキユリテイエー・スタンプを貼付する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>Indicate the total number and quantity of specimens, if this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used. Do not use general terms.</li> <li>Indicate the number of the export permit issued by the country of origin, and date of issuance. If any information is not known, this should be justified in block 14.</li> <li>13B. Indicate the number of the re-export certificate of the country of last re-export and date of issuance. If any information is not known, this should be justified in block 14.</li> <li>Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed by Japan, exporting country or re-exporting country or under the requirements of CITES. This block can also be used to justify the omission of certain information should be filled in block 1 to 15.</li> <li>To be completed by the official who issues the permit.             <ol style="list-style-type: none"> <li>The date and place of issuance of this document</li> <li>The title and name of the official (The official seal should be clearly stamped.)</li> <li>The security stamp must be affixed in this block.</li> </ol> </li> </ol>
<p>III. その他</p> <p>(1) 使用後、この書類は輸入国の管理当局に返却しなければならぬ。</p> <p>(2) この書類は、この書類が生きた動物を対象としている場合において、その輸送状態が、CITESの「生きている動物の輸送に関する指針」に、空輸の場合は、国際航空運送協会 (IATA) の「生きている動物に関するIATA規則」に掲載した場合にはのみ有効である。</p>	<p>III. Others</p> <p>(1) AFTER USE THIS DOCUMENT MUST BE RETURNED TO A MANAGEMENT AUTHORITY OF THE IMPORTING COUNTRY.</p> <p>(2) A statement that the permit, if it covers live animals, is only valid if the transport conditions comply with the CITES Guidelines for Transport of Live Animals or, in case of air transport, with the IATA Live Animals Regulations.</p>